

秋田県における大学、短期大学及び高等専門
学校間の単位互換に関する協定書

秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学、ノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字東北看護大学、秋田公立美術大学、秋田栄養短期大学、聖霊女子短期大学、日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部、聖園学園短期大学及び秋田工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

1 本協定により単位互換ができる学生は、参加大学等に在学する学生とする。

（受入学生の呼称）

2 本協定に基づき、参加大学等が受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。

（受入学生数）

3 参加大学等が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ、参加大学等間で調整する。

（履修方法）

4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定等については、受入大学等の規則の定めるところによる。

（授業料等の費用）

5 受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（会議）

6 本協定による単位互換を円滑に実施するため、運営に関する会議を大学コンソーシアムあきたに置く。

（有効期間）

7 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から3年間とし、有効期限の6か月前に参加大学から改廃について意思表示がない場合は、3年ごとに更新される。

（改廃）

8 この協定の改廃は、参加大学等間の協議によるものとする。

（その他）

9 本協定書の定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

令和7年4月1日

秋 田 大 学 学長

原 谷 匡 弘

秋 田 県 立 大 学 学長

福田 裕 穂

国 際 教 養 大 学 学長

山崎 光 弘

ノ ー ス ア ジ ア 大 学 学長

小 泉 健

秋 田 看 護 福 祉 大 学 学長

小 泉 正 樹

日 本 赤 十 字 東 北 看 護 大 学 学長

原 玲 子

秋 田 公 立 美 術 大 学 学長

北 郷 隆

秋 田 栄 養 短 期 大 学 学長

小 泉 健

聖 霊 女 子 短 期 大 学 学長

マツエ フリカ 70

日 本 赤 十 字 東 北 看 護 大 学 介 護 福 祉 短 期 大 学 部 学長

原 玲 子

聖 園 学 園 短 期 大 学 学長

門 戸 美 智

秋 田 工 業 高 等 専 門 学 校 校 長

高 橋 雅 之